

議案第五十五号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三朝町町営事業分担金徴収条例（昭和三十九年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を同条第一号とし、第四号を同条第二号とする。

第三条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を同項第一号とし、第四号を同項第二号とし、同条第二項中「地域内にある土地の利益及び」を削り、同条第三項を削る。

第七条（見出しを含む。）を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年度事業から適用する。